

川口市告示第 8 2 4 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年川口市告示第 3 7 4 号により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

川口市長      奥ノ木   信夫

1   形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

三ツ和三丁目 6 番 37 の一部（別図のとおり）

2   土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3   講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去